



2026年3月26日

各 位

会 社 名 タカラバイオ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 宮村 毅  
(コード番号 4974 東証プライム)  
問合せ先 執行役員 広報 IR 部担当 西脇 紀孝  
(TEL. (077) 565-6970)

### 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年5月下旬を目途に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する場合に備え、本臨時株主総会の招集のための基準日設定について、決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年4月14日（火）を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2026年4月14日（火）
- (2) 公告日 2026年3月30日（月）
- (3) 公告方法 電子公告

(当社ウェブサイト <https://www.takara-bio.co.jp/ja/ir/announce.html> に掲載)

##### 2. 本臨時株主総会の開催日時及び付議議案について

当社が2026年2月13日に公表したプレスリリース「親会社である宝ホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社の支配株主（親会社）である宝ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、公開買付者が本公開買付けにより当社株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求する予定とのことです。他方、②本公開買付けの成立後に、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が、当社の総

株主の議決権の数の 90%未満である場合には、公開買付者は、会社法第 180 条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の 2026 年 5 月下旬を目途とした開催を、当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

この度、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる本基準日を設定することにいたしました。なお、本臨時株主総会の開催時刻及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

なお、本公開買付けが成立しなかった場合、又は、上記①の場合（本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の 90%以上となり、公開買付者が、当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求する場合）には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

以 上